

# 横浜市立新井小学校いじめ防止基本方針

平成26年2月25日策定（令和5年3月14日改訂）

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### ○いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にあるほかの児童生徒が行う心理的又は物理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。（いじめ防止対策推進第2条）

### ○いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己表現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。（横浜市の基本理念）

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### ○委員会の構成員

「学校いじめ防止対策委員会」（以下「対策委員会」という）の構成員は、学校長・副校長・教務主任・養護教諭・各学年いじめ防止対策委員・児童支援専任教諭の他、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

### ○委員会の運営

対策委員会を常設し、月1回以上定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに対策委員会を開催する。学校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### ○対策委員会の活動内容

対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担うものである。

## 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

### ○いじめの未然防止

いじめはどの子にも起こり得るという事実をふまえて

- ・人権教育の推進（だれもが、安心して、豊かに）
- ・道徳教育の推進
- ・特別活動の推進（集団づくり…、学級づくり…）
- ・YP アセスメント プログラムの活用

### ○いじめの早期発見

いじめは大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識する。

- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり
- ・授業づくり、集団づくりの具体的な指針
- ・子どもたちの主体的な取組への支援内容（児童会等：あいさつ運動等々）
- ・定期的なアンケートの実施（5月〔市一斉調査〕 12月〔市一斉調査〕）
- ・定期的な教育相談の実施計画（4・7・12月の個人面談。スクールカウンセラーによる教育相談。）
- ・情報モラル教育の推進

### ○いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、直ちに全て防止対策委員会に報告、相談し、学校の組織的な対応につなげる。

- ・組織的な対応の徹底（いじめ防止対策委員会）
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導、支援
- ・警察署等関係機関、専門機関との連携

### ○いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。(いじめの行為が少なくとも3か月〔目安〕止んでいること、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと)

### ○教職員等への研修

児童の心理や、行為・行動の背景にある子ども同士の間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修や法の確実な運用を行うための研修等を行う。

### ○学校運営協議会、学地連事業等の活用

『学校運営協議会』や『学地連事業等』を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

### ○取組の年間計画

月	取組内容	
4	入学式 懇談会 学校説明会	・年間計画と重点指導内容等の確認 ・学校説明会で基本方針説明 ・児童理解研修 ・個人面談①
5	なかよし班スタートの会 いじめ早期発見のための記名式アンケート	・学地連総会
6	YP アセスメント実施①	・学校運営協議会
7	横浜子ども会議（中学校ブロック①） 長期休みの過ごし方の確認	・個人面談②
8 9	横浜子ども会議（中学校ブロック②）	
10	計画委員会を中心とした『あいさつ運動』	・学校運営協議会
11	YP アセスメント実施②	
12	人権週間 いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート） 長期休みの過ごし方の確認	・個人面談③
1 2		・学地連総会
3	長期休みの過ごし方の確認	・年間の振り返り、新年度への引継ぎ ・学校運営協議会
年間	いじめ防止対策委員会（月1回以上・随時）	

※防犯教室・薬物乱用防止教室・ネットいじめ等に関する教室等は日程を調整し設定する。

## 4 重大事態への対処

### ○重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

### ○発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回の点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。